○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件（同七六）　一五二
○高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件（同七七）
○重要文化財（建造物）を管理すべき団体を指定する件（文化庁三五）
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（厚生労働一二〇）　一六三
○平成二十八年度の血液製剤の安定供給に関する計画（同一二一）
○平成二十八年度の献血の推進に関する計画（同一二二）　一六四
○消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（同一二三）　一六七
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（同一二四）　一六八
○労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件（同一二五）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一二六）

○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同一二七）　一六六
○医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件（同一二八）
○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件（同一二九）　一七五
○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一三〇）
○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（同一三一）　一七八
○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件（同一三二）
○厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部を改正する件（同一三三）　一七九
○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部を改正する件（同一三四）
○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部を改正する件（同一三五）　一八〇

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同一三六）
○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（同一三七）　一八二
○介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件（同一三八）
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同一三九）　一八三
○建設雇用改善計画を定める件（同一四〇）
○中小企業退職金共済法第四十三条第一項、第四十六条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する特定業種を定める件（同一四一）　一八四
○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同一四二）　一八九
○分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件（同一四三）　一九一
○中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件（同一四四）　一九二

○中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一四五）　一九二
○中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件（同一四六）　一九三
○中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四七）
○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四八）
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一四九）
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五〇）
○中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五一）
○中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件（同一五二）
○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件（同一五三）
○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成二十八年度の単位掛金額を定める件（同一五四）

（以下次のページへ続く）